

令和7年5月30日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和7年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和7年度の初日から令和7年4月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	101 トン	1 トン	100 トン
		101 トン	1 トン	100 トン
3	クリーム	57 トン	0 トン	57 トン
		27 トン	0 トン	27 トン
4	粉乳類	23,078 トン	276 トン	22,802 トン
		17,616 トン	144 トン	17,472 トン
5	無糖れん乳	1,358 トン	0 トン	1,358 トン
		1,357 トン	0 トン	1,357 トン
6	加糖れん乳	257 トン	17 トン	240 トン
		95 トン	2 トン	93 トン
7	ヨーグルト	17 トン	0 トン	17 トン
		17 トン	0 トン	17 トン
8	バターミルク	20 トン	6 トン	14 トン
		20 トン	6 トン	14 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801 トン	2,844 トン	57,957 トン
		46,217 トン	374 トン	45,843 トン
10	その他の乳製品	11,357 トン	136 トン	11,221 トン
		4,816 トン	93 トン	4,723 トン
11	バター	17,983 トン	755 トン	17,228 トン
		14,523 トン	753 トン	13,770 トン
12	豆類	75,032 トン	2,060 トン	72,972 トン
		35,697 トン	861 トン	34,836 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798 トン	424,832 トン	5,139,966 トン
		5,256,055 トン	402,477 トン	4,853,578 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832 トン	73,698 トン	1,200,134 トン
		170,350 トン	141 トン	170,209 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692 トン	101,363 トン	941,329 トン
		1,042,692 トン	101,363 トン	941,329 トン
15	コーンスターチ	3,699 トン	384 トン	3,315 トン
		3,529 トン	289 トン	3,240 トン
16	ばれいしょでん粉	11,772 トン	888 トン	10,884 トン
		10,387 トン	888 トン	9,499 トン
17	マニオカでん粉	151,213 トン	3,900 トン	147,313 トン
		149,682 トン	3,900 トン	145,782 トン
18	サゴでん粉	20,958 トン	342 トン	20,616 トン
		13,494 トン	342 トン	13,152 トン
19	その他でん粉	1,890 トン	85 トン	1,805 トン
		1,743 トン	85 トン	1,658 トン
20	イヌリン	3,000 トン	42 トン	2,958 トン
		81 トン	0 トン	81 トン
21	落花生	35,920 トン	1,333 トン	34,587 トン
		21,411 トン	788 トン	20,623 トン
22	こんにゃく芋	174 トン	0 トン	174 トン
		174 トン	0 トン	174 トン
23	ミルク調製品	9,293 トン	8 トン	9,285 トン
		2,252 トン	8 トン	2,244 トン
24	でん粉調製品	1,321 トン	141 トン	1,180 トン
		767 トン	91 トン	676 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520 トン	5 トン	4,515 トン
		1,779 トン	3 トン	1,776 トン
27	調製食用脂	16,803 トン	40 トン	16,763 トン
		2,016 トン	5 トン	2,011 トン
28	繭	1.6 トン	0.0 トン	1.6 トン
		1.6 トン	0.0 トン	1.6 トン
29	生糸	234 トン	0 トン	234 トン
		234 トン	0 トン	234 トン

#### 【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。